

国民健康保険の医療費等の一部負担金等の免除について

1 支援策の内容

医療機関等の窓口で、一部負担金等の支払いを免除します。

下記「2 対象者（要件等）」のいずれかに該当する方については、医療機関等の窓口で、町の交付する免除証明書を提示すると、一部負担金等が免除になります。

免除証明書の交付には、申請が必要です。詳しくは、海田町住民課国保年金係へお問い合わせください。

2 対象者（要件等）

このたびの豪雨災害により、次の（1）～（5）に該当する世帯の被保険者

- （1） 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした世帯（※）
- （2） 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- （3） 主たる生計維持者の行方が不明である世帯
- （4） 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した世帯
- （5） 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない世帯

※（1）に該当する場合は、り災証明書の交付を受けておいてください。

3 実施期間

平成 31 年 6 月診療分まで

4 その他

上記「2 対象者（要件等）」のいずれかに該当する方で、被災後、すでに一部負担金等を支払って医療機関等を受診された方については、償還払（返金）を受けることができます。

手続きには医療機関等の領収書のほか、町の指定する書類が必要です。詳しくは、海田町住民課国保年金係へお問い合わせください。

問い合わせ◆住民課国保年金係☎082-823-9206